

職業能力開発促進法(昭和四十四年七月十八日法律第六十四号)

(準用等)

第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十八条の三第二項、第三十八条の四、第三十八条の六から第三十八条の八まで、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項(理事長に係る部分を除く。)、第六項及び第八項(理事長に係る部分を除く。)、第六十四条、第六十五条(理事長に係る部分を除く。)、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条 及び第七十八条 の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで、第四十二条の二から第四十二条の八まで、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条の規定は都道府県協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十一条の四中「前条」とあるのは「第九十条第一項において準用する第七十一条」と、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項及び第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

(定款)

第六十二条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 業務に関する事項
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会議に関する事項
- 七 役員に関する事項
- 八 参与に関する事項
- 九 中央技能検定委員に関する事項
- 十 会計に関する事項
- 十一 会費に関する事項
- 十二 事業年度
- 十三 解散に関する事項
- 十四 定款の変更に関する事項
- 十五 公告の方法

2 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。